

平成 27 年 4 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ピクルスコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 宮本 雅弘
(J A S D A Q ・ コード 2 9 2 5)
問合せ先 取締役経理部長兼財務部長 三品 徹
(TEL. 0 4 - 2 9 9 8 - 7 7 7 1)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 5 月 28 日開催予定の第 39 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業展開及び経営基盤の充実強化に備えるとともに、社外取締役を選任することにより取締役会の経営監督機能の強化を図るため、取締役員数の上限を 8 名から 10 名に増員するものであります（現行定款 18 条）。
- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに社外取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役を含む業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 27 条を新設します。また、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように現行定款第 35 条第 2 項を変更するものであります。なお、定款第 27 条の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 上記（2）の第 27 条の新設に併せて条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 27 年 5 月 28 日
定款変更の効力発生予定日	平成 27 年 5 月 28 日

以上

(別紙)

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(員数) 第18条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。 第19条～第26条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第27条～第34条 (条文省略) (監査役の責任免除) 第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる</u>監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる</u>損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第36条～第39条 (条文省略)</p>	<p>(員数) 第18条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。 第19条～第26条 (現行どおり) <u>(取締役の責任免除)</u> 第27条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる</u>取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除</u>することができる。 2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる</u>損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、<u>当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第28条～第35条 (現行どおり) (監査役の責任免除) 第36条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる</u>監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除</u>することができる。 2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる</u>損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、<u>当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第37条～第40条 (現行どおり)</p>

以上